

# 東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業実施要領

## 事業の趣旨

燃油価格の高騰を受け、経営に大きな影響を受けている町内一般貨物自動車運送事業者等に対し、保有する車両の台数に応じて、予算の範囲内で、東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経費の負担軽減及び経営の維持を図ることを目的とする。

## 支援対象者

支援金の支給対象となる事業者は、次の1から4の全てを満たす事業者とする。

1. 令和7年1月1日時点で町内において本社、支社、営業所等を有する事業者のうち、以下のいずれかにの事業を行う事業者であること。
  - (1) 貨物自動車運送事業（トラック運送事業等）
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業、介護タクシー事業）
2. 町への申請日時点で町税を滞納していないこと。ただし、税務担当課等と納付について協議のうえ、納税に関する誓約書を提出している場合はこの限りではない。
3. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者等であること。
4. 支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。

## 支給対象車両

町内の本社、支社、営業所等に配置登録された下表の要件を満たす車両で、申請日時点で自動車検査証が有効期間内にあり、かつ支給対象者が所有権又は使用権を有する車両であること。

### 区分

- ①貨物自動車運送事業  
②一般乗用旅客自動車運送事業

### 対象車両

- 事業用自動車（緑又は黒ナンバー）のみ  
※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」の記載があるもの。

※被けん引車両は対象外とする。

## 支給額

1. 支援金の額は、下表の1台当たり単価に対象車両台数を乗じた額の合計額とする。

区分	道路運送車両法に定める自動車の種別	1台あたり単価
①貨物自動車運送業	普通自動車	30,000 円
	小型自動車	10,000 円
	軽自動車	10,000 円
②一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）		10,000 円

2. 支援金の交付は、1支給対象者につき1回限りとする。

## 申請手続き

### 1. 支援金の申請受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月2日（月）までとします。ただし、郵送申請の場合は当日消印有効とします

※本支援金の申請は1事業者当たり1回限りとします。

また、東彼杵町中小企業燃料費等高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和8年告示第5号）に基づく支援金は重複して申請できません。

### 2. 申請書類

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることができます。

#### （1）申請に必要な書類（東彼杵町指定の様式）

① 東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式1）

#### （2）添付が必要な書類（全事業者共通）

①支給対象車両一覧表（様式2）

②誓約書（様式3）

③本人確認書類

※法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

※個人事業主の場合は運転免許証、健康保険証等の写し

④すべての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

⑤自動車運送事業の許可書の写し

⑥町税に滞納がない証明書（滞納状況確認に同意がある場合は不要）

⑦振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）

※通帳の表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。

### 3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

・東彼杵町役場産業振興課の窓口

・東彼杵町のホームページからダウンロード

### 4. 申請方法

下記申請先あて持参又は郵送してください。（申請方法の詳細については東彼杵町のホームページを確認してください。）

【申請先】〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6

東彼杵町産業振興課商工観光係（窓口）

### 5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、申請者に給付金の振込を行うことをもって交付決定通知を行ったものとします。なお、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

## **その他**

1. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取消し、納期を定めて支援金の全額返還請求を行います。その場合に納期までに返金しなかったときは、支援金を返還とともに、納期の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年率2.5%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。
2. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 問合せ先

東彼杵町産業振興課商工観光係（窓口）

電話番号0957-46-5354

開設時間月曜日～金曜日(祝日を除く)の9時00分～16時30分